

ID: 75

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の減免														
例規名 根拠条項	名寄市営球場条例 第16条第2項において読み替える場合の第14条														
例規番号	平成18年条例第98号														
<p>【根拠条文】 (利用料金の減免) 第14条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市営球場条例施行規則第6条の規定による。 (利用料金の減免) 第6条 条例第14条の規定による利用料金の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、市営球場利用料金減免申請書（別記様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日												